



事例をご紹介します。

親族(子)に継承

継承前の状況

- * 父親(58歳)、母親、飲食業を経て就農した長男(就農2年目)の3名で稲作を中心に経営(15ha)。
- * 長男(32歳)が友人の話(親が突然亡くなり、準備もなく継承に苦労)を聞き、不安になったことをきっかけとし、父親に継承について相談。

そろそろ家業を継ぐ準備に取り掛かりたいんだ



継承プロセス

① 準備段階

- ◎ 経営継承の進め方について、信頼しているJA担当者に相談。
- ◎ 両親と子で話し合いを繰り返し、継承後の経営の方向性を検討。
経営規模の拡大(15ha→30ha)を進めつつ、新規作物の導入(玉ねぎを想定)を目指すことで合意。また、次男は長男が農業を継ぐことに同意。
- ◎ 話し合いの結果や合意したことを書面化して親子で共有。また、重要な決定を行う際には第三者であるJA担当者が同席。

② 経営継承計画の策定

- ◎ 父親が63歳になる5年目に完全に交代する経営継承計画を策定。長男が経営全体を把握できるよう段階的に権限を委譲するよう工夫。
- ◎ 3年目以降に経営規模を拡大し、5年目に30haとすることを予定。そのうち3ha分で新規作物を導入する予定。

【経営継承計画】

- 1年目: 父親の指導の下、作業のポイントや考え方を記録
- 2年目: 作付計画・作業段取りを担当
- 3年目: 新規作物導入と販路開拓
- 4年目: 経理・財務関係業務を担当
- 5年目: 経営者の交代

POINT



<話し合いは信頼関係が重要>

親が大切にしてきたものを、具体的に何をどの順番でどうやって、子が引き継ぐのか、考え方や価値観の違いを認め、お互いを信頼する姿勢で話し合いを進めることが重要です。

<農業者年金(旧制度)に関する留意点>

経営移譲年金を受給するためには、65歳の誕生日の前々日までに、要件を満たす経営移譲を行う必要があります。

詳細はコチラへ→



③ 経営継承の実行

◎ 資産の引継ぎについては次のとおり。

▶ 農地

相続でのトラブルを避けるため、生前一括贈与により長男に贈与することを選択。農地の贈与税の納税猶予制度を活用。

▶ 農業用施設、機械

父親の所有（名義）のままとし、使用貸借契約を締結し、長男に使用貸借。

◎ 計画に基づき継承を進め、**5年後に各種名義を長男に変更し、継承を完了。**

活用できる支援策



＜農地に関する納税猶予制度＞

農地の全部を後継者に一括して贈与した場合、後継者に課税される贈与税の納税が猶予される制度を活用できます。

なお、相続等により取得した農地等が引き続き農業に用いられる場合、相続税（農業投資価格を超える部分にかかる相続税）が納税猶予される制度もあります。

*一定の要件を満たす必要があります。

詳細はコチラへ→



＜個人版事業承継税制＞

個人事業者向けに事業用資産を承継した際に課される贈与税・相続税の納税を猶予する制度が2019年度に創設されました。

青色申告書の貸借対照表に計上されている土地（農地以外で400㎡以下）、建物（800㎡以下）、減価償却資産（車両、生物（乳牛、茶樹等）等）が対象となります（棚卸資産は対象外です）。

先代経営者と後継者には一定の要件があります。

[贈与の場合]

先代：贈与以前3年間に於いて、事業所得に係る青色申告書（65万円控除）を提出など

後継者：先代経営者の事業又は同社の事業に3年以上従事している、青色申告の承認を受けているなど

税制の前提となる認定は
（中企庁HP）コチラ→



税制の詳細は
（国税庁HP）コチラ→



＜相続税制度＞

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える部分について、超過累進税率により相続税が課税されます。

[基礎控除額の算出方法]

3000万円+600万円×法定相続人の数

詳細はコチラ（国税庁HP）→



また、贈与により財産を取得した受贈者は、「暦年による課税方式」に代えて「相続時精算課税」を選択することができます。なお、一度この「相続時精算課税」を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

[暦年課税と相続時精算課税の比較]

区分	暦年課税	相続時精算課税
贈与者・受贈者	親族間の他、第三者からの贈与を含む	60歳以上の親又は祖父母から20歳以上の子又は孫へ贈与
選択	不要	必要（贈与者、受贈者ごとに選択）
課税時期	贈与時（その時点の時価で課税）	同左
控除	基礎控除（毎年）110万円	特別控除（限度額まで複数回使用可）2,500万円
税率	10～55%（8段階）	一律20%
相続時精算	なし	・相続時の納税義務者になる場合のみあり（相続税額を超えて納付した贈与税は還付） ・贈与財産を贈与時の時価で合算

詳細はコチラ（国税庁HP）→



★ 段階的に能力養成や資産の継承を受けたため、長男は安心して継承。

★ まだ元気な父親の助言を受けながら、長男が立てた経営方針に沿って、作目を追加するなど経営が発展。

